

確認検査業務約款

(責務)

第1条 建築主等（以下「甲」という。）及び公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受証を含む。以下同じ。）及び「公益財団法人群馬県建設技術センター確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）まで行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、別に定める「公益財団法人群馬県建設技術センター確認検査業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）に支払わなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受証に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙が業務を行う際に対象建築物、対象建築物の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

7 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関し乙がなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
ただし、業務規程第13条第2項に規定する日を除く。

- 一 確認業務 引受証に定める日
- 二 中間検査業務 中間検査予定日の翌日
- 三 完了検査業務 完了検査予定日の翌日

- 2 乙は、甲が前条第5項から第7項まで及び第4条第1項に定める責務を怠った時その他の乙の責に帰す事ができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
- 3 乙が、建築基準法第6条の2第9項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を交付し、期限を定めて補正又は追加検討書の添付若しくは補正及び追加検討書の添付（以下「補正等」という。）の指示があった場合において、甲の責に帰す事ができない事由により、補正等を完了することができない場合には、補正等の期限の満了の前までに乙に対しその理由を明示の上、補正期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（支払期日）

第3条 甲の支払期日は、原則として申請提出時とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議により、次の各号に定める期日までとすることができる。

- 一 確認の申請手数料 前条第1項第1号に定める確認業務の業務期日の前日
 - 二 中間検査の申請手数料 中間検査予定日の前日
 - 三 完了検査の申請手数料 完了検査予定日の前日
- 2 甲が前項の各号に掲げる申請手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、当該手数料が支払われるまで、当該手数料の区分に応じ次の各号に定める証書を交付しない。この場合において、乙が当該証書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。
- 一 確認の申請手数料 確認済証
適合しない旨の通知書
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
 - 二 中間検査申請手数料 中間検査合格証
中間検査合格証を交付できない旨の通知書
 - 三 完了検査申請手数料 完了検査合格証
検査済証を交付できない旨の通知書

（手数料の支払方法）

第 4 条 甲は、第 1 条第 4 項に定めた手数料を業務規程第 40 条の規定により支払う。

(甲の契約解除権)

第 5 条 甲は、次の各号の一に該当するときは乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

一 乙が正当な理由なく、第 2 条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。

二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第 1 項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われている場合はこれの返還を乙に請求することができる。

また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第 2 項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。また、手数料が未だに支払われていないときは、乙は、これの支払いを甲に請求することができる。

6 第 2 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第 6 条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、業務期日までに業務が完了できないときは、乙は催告通知をおこなう。乙が催告通知してから 30 日経過してもなお是正されないときは、乙は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

2 甲が正当な理由なく第 3 条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わないときは、乙は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

3 乙が、建築基準法第 6 条の 2 第 9 項の規定による適合するかどうかを決定することができな

い旨の通知書を交付し、期限を定めて補正又は追加検討書の添付若しくは補正及び追加検討書の添付（以下「補正等」という。）の指示があった場合において、甲が当該期限内に補正等を行わなかった場合は、乙は、甲に書面による通知をせず、補正等の期限の満了の日をもってこの契約を解除することができる。

- 4 前三項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。また、手数料が未だに支払われていないときは、乙は、これの支払いを甲に請求することができる。
- 5 第一項から第三項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その損害を甲に請求することができる。

（乙の責務）

第7条 次の各号の事由により発生した損害については、乙はその賠償の責めに任じない。

- 一 甲の提出した申請書等に虚偽があり、それに基づいて確認及び検査が行われた場合。
- 二 乙による故意又は重大な過失がない場合。

（計画の特定行政庁への通知）

第8条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（電子申請）

第9条 甲の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請（以下「確認申請等」という。）が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

- 一 確認済証の交付時における副本
- 二 適合しない旨の通知書及びその交付時における副本
- 三 中間検査合格証を交付できない旨の通知書
- 四 検査済証を交付できない旨の通知書

- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、確認済証等交付の際に乙が電子署名を付してから10年とする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、当該期間内にタイムスタンプを付することを必要とする。
- 3 乙は、業務規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第17条第4項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。
- 4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は業務規程第14条に規定する事務所とする。

（秘密保持等）

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。ただし、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証、同法第7条の2第5項の規定による検査済証及び第7条の4第3項の規定による中間検査合格証の内容について、第3者に対し証明書を発行することができる。

（別途協議）

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定める。

改正：平成28年4月1日